

運 営 規 程

【ドルチェルーム東松戸】

令和7年4月1日

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人親愛会が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 小規模保育園ドルチェルーム松飛台
- （2）所在地 千葉県松戸市 東松戸3丁目6番地11

（事業の目的）

第2条 小規模保育園ドルチェルーム東松戸（以下「当園」という。）は、特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健康やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
 - 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定地域型保育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（令和6年4月1日現在）

- （1）施設長（園長、管理者等） 1人

施設長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）保育士 4人（常勤3人、非常勤1人）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（特定地域型保育を行う日）

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2）年始休日（1月2日及び1月3日）

- (3) 年末休日(12月29日から12月31日)
- (4) 園が定める日(年度末の最終土曜日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定地域型保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定地域型保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定地域型保育の提供を行わないことがある。

(特定地域型保育の提供を行う時間等)

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、① 午前8時00分から午後4時00分、

② 午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。

(2) 土曜日 午前7時00分から午後6時00分。＊ 連携園で合同保育をする場合がある。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 土曜日等共同保育

土曜日等(お盆期間を含む)の利用が少ない場合に、主に法人内保育施設にて1か所の保育施設で保育を行う「土曜日等共同保育」を実施する場合がある。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園の特定地域型保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	計
3号	2人	5人	5人	12人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定地域型保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第17条 登園の運営の考え方について同意の上入園する。

(1) 教育、保育の考え方

当園は、① 家庭 ② 保育士（保育園）③ 子どもの三位一体で協力し合い、子育てをする場である。子どもを主体的に考え日常の保育を生活と捉えている。毎日の生活のなかで、子どもたちは、正しい生活習慣を身につけ、あそびを通して様々な能力を体得してが、その生活とはご家庭での生活の延長線上に存在する。そのため、園での状況はもとより、ご家庭での様子などもお聞かせいただき、園と連携して子育てをしていく

ことが必要である。また、保育園は集団の生活であり、子どもは周囲の関わりのなかで成長するものであるため、日常の関わりの中では、様々なトラブルが起こる可能性はある。しかし、他の子どもと一緒に見守り子育てをするという視点をもつことも大切と考えている。利用されるにあたりご協力いただかなければならない利用ルールがありご負担をおかけする場合があるが、それは、”子どもの最善の利益”という考えが根底にあるからにほかならない。当園は、常に子どもたちが落ち着いて質の高い保育環境で過ごすことができるよう努めている。

別表１（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
絵本代	育児、課業との連携	月額 460 円
その他	各行事の材料実費、遠足や行事などの参加費用など都度徴収する場合がある。	

別表２（保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担）

項目	金額	
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	標準時間 認定	18:01~19:00 100円／15分 19:01~ 1000円／15分
	短時間 認定	8時間以降 200円／15分 土曜日 18:01~ 1000円／15分